

各都道府県介護保健主管課（室）担当者 殿

厚生労働省老健局老人保健課

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（告示）の改正に伴う照会の実施に係る事前の連絡について（ご連絡）

介護保険行政の推進につきまして、日頃からご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記告示については、過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難であると認められる地域（過疎地域等）を定めているものであり、当該地域に対し特例居宅介護サービス費等を支給することで、サービスの確保を図っております。

標記告示について、前回改正（平成 27 年 4 月）以降、新たに加除する必要が生じた地域や、市町村名及び市町村の区域名の変更があった地域がある場合には、平成 30 年度介護報酬改定に併せて、当該告示の改正を行う予定であり、改正を行うにあたっては、加除又は市町村名及び市町村の区域名に変更がある地域の有無について、都道府県宛へ照会を実施する予定でございます。

つきましては、当該照会を今年中に行いますので、予めご承知置き下さい。また、照会を行った際には、管内市町村に対する確認等につきまして、ご協力のほど宜しくお願い致します。

〔添付資料〕

- 「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」
（平成 12 年 2 月 29 日厚生省告示第 53 号）
- 「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（告示）の改正について（依頼）」（平成 26 年 12 月 5 日付け事務連絡）
 - * 平成 27 年度介護報酬改定に伴う告示改正に係る照会

（問い合わせ先）

厚生労働省老健局老人保健課 水村、奥津

電 話：03-5253-1111（内線）3949

F A X：03-3595-4010